

〔論 文〕

「富裕税法」再導入論

菊 谷 正 人

I 開 題

わが国では、バブル経済崩壊後、景気低迷が続いてきたが、個人間における富（または所得）の格差も深刻化している。正社員と非正規労働者（派遣社員）との給与格差、業種間・大中小法人間の労働者賃金の格差、子供貧困率（16%）と高齢者貧困率（29%）の上昇⁽¹⁾、高額所得者・高額資産家の脱税・租税回避（パナマ文書）等が社会問題化している。「富の集中」（または権力・権威の集中）およびそれに伴う「社会不安」は、歴史的必然性として、政治的な不安定要因（最終的には血を伴う政治革命）となる危険性が高い⁽²⁾。

現在、消費税の増税が国会で議論の俎上に上っているが、低額所得者に対して逆進的効果を及ぼす消費税の増税は、ますます「社会不安」を助長し、景気低迷に拍車をかけることになる。かつて筆者は、わが国における税収構成比の観点から、将来の税制グランド・デザインとして所得税には大幅減税、消費税には小幅減税、財産保有税には大幅増税を主張したことがあった。とりわけ、財産保有税には課税対象資産が土地・建物等の有形固定資産に限定されているので、資産隠し・不正蓄財の手段として頻りに悪用されてきた金融資産の所有に対して「金融資産税」の新規追加課税を提案していた⁽³⁾。

しかし、特定種類の財産保有のみを課税対象とする「個別財産税」（たとえば、固定資産税、自動車税、金融資産税等）を利用しただけでは、すべての財産保有を課税対象にはできない。高額所得者・高額資産家が所有しているであろう

宝石・貴金属、書画・骨董、贅沢品・奢侈品等の保有が、課税対象から除外されている。この弊害を防ぐためには、すべての財産または純資産の金額を課税標準とする「一般財産税」の導入が必要である。

わが国では、過去2回にわたり一般財産税法が制定されていた。昭和21年（1946年）11月12日公布の「財産税法」（法律第52号）と昭和25年（1950年）5月11日公布の「富裕税法」（法律第174号）がすべての財産（厳密に言えば、純資産）に対して一般財産税を課した。一定の納税義務者が所有する資産を再評価し、当該再評価額に一定の税率を乗じて一般財産税が課税されている。前者が臨時的・一時的立法として定められたのに対し、後者は恒常的法律として制定されていたが、両法において、その立法趣旨、納税義務者、課税物件、課税価格の算定方法等に関する税務処理は相当に類似している。

本稿では、両法の相違点・類似点を明らかにするとともに、将来における一般財産税法（「富裕税法」）の再導入、その際に求められる課税要件・財産再評価等に関する税務処理について、具体的・実質的な提言を行う

II 「財産税法」の特徴

1. 沿 革

昭和20年（1945年）8月15日の大東亜戦争の敗戦により、日本経済は混乱を呈し、卸売物価は同年末までの4ヵ月間に約2倍になり、翌21年（1946年）2月には約3倍になるという驚異的な騰貴をみせた⁽⁴⁾。昭和21年に入って

もインフレの進行は止まらなかったために、2月に実施された金融緊急措置では、金融機関の預金封鎖とともに、旧円が新円に切り替えられた。これは、購買力の抑制というインフレ対策と預金状況把握による財産税賦課の準備であった⁽⁵⁾。

財産税については、すでに敗戦前から大蔵省（現在、財務省）内部で検討が進められ、戦争の勝敗に関係なく、戦後の財政再建には財産税による財源調達が必要であるとする主税局構想がまとめられていた。昭和20年11月16日には、連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers：以下、GHQと略す）から覚書「戦時利得の排除及び国家財政の再建に関する件」が出され、「戦争によって何者も利得を得てはならない」という思想の下で、戦時利得の回収と累進課税の強化が指示された。ただし、大蔵省の構想とGHQの指示（命令に近い指示）には、若干の食い違いがあった。たとえば、大蔵省が法人の戦時利得を課税対象とするのに対し、GHQの覚書では法人のすべての利潤を課税対象としていた。昭和21年7月22日に、GHQ最高司令官のダグラス・マッカーサー（Douglas MacArthur）元帥の裁断で法人の財産増加による「戦時補償打切り⁽⁶⁾」が決定したので、大蔵省の財産税案はGHQにより排除された。最終的には、法人財産課税は外され、個人財産だけに課税されることが決まり、財産税関係法案は9月に国会に提出された。昭和21年11月12日に「財産税法」（以下、財法と略す）が公布され、同年11月20日に施行されている⁽⁷⁾。

マッカーサー・レジューム下では、前述したように、「戦争によって何者も利得を得てはならない」との厳命によって、皇族の財産上の特権・歳費支給は停止されるとともに、多額の財産税も課された。たとえば、梨本宮家では、財産税を納付するために河口湖畔・熱海伊豆山の別荘を処分し、東京・青山の邸宅を切り売りしている。財産税によって、皇族の一家である宮家を経済的に困窮させ、臣籍降下させることがGHQの狙いであった⁽⁸⁾。GHQの占領下において、一回限りの臨時的な財産税の課税ではあつ

たが、戦時利得回収・累進課税強化の目的のほか、宮家の臣籍降下を実現するために財産略奪的・没収的課税が施行されたと言える。

2. 財産税の課税要件

(1) 財産税の課税対象者（納税義務者）

財産税を納める義務がある納税義務者は、(a) 調査時期（昭和21年3月3日午前零時をいう）において日本国に住所を有する個人、または1年以上居所を有していた個人、(b) 前記(a)に該当しない個人で、調査時期において日本国にある財産を有していた個人、(c) 上記に該当しない個人で、戸籍法の適用を受け、調査時期後2年以内に、日本国に住所を有する個人、または1年以上居所を有することとなる個人である（財法1）。

財産税の納税義務者は、調査時期あるいは調査時期後2年以内に日本国に財産を所有するすべての個人である。日本国に住所または1年以上の居所を有する「居住者」ばかりではなく、日本国に住所または1年以上の居所を有しない「非居住者」に対しても、調査時期あるいは調査時期後2年以内における財産所有者である限り、財産税を納める義務を負う。なお、民法第1051条に規定される「相続財団」も、個人とみなされ、財産税の納税義務者となる（財法3）。

ただし、命令で定める外国人には財産税は課されない（財法2）。つまり、日本国籍を有するすべての個人および相続財団は財産税の納税義務者になる。財産税の免税点は10万円である（財法22①）ので、10万円⁽⁹⁾を超える財産を所有する個人が財産税を納税しなければならなかった。

(2) 財産税の対象資産（課税物件）

財産税の納税義務者に該当する者のうち、前記(a)「調査時期（昭和21年3月3日午前零時）において日本国に住所または1年以上の居所を有し、戸籍法の適用を受ける個人」については、調査時期に所有していた財産の全部に対し財産税が課される（財法4①）。

前記(b)「前記(a)に該当しない個人で、調査時期において日本国にある財産を有していた個人」については、調査時期において日本国

に所有していた財産の全部に対し財産税が課される（財法4②）。

前記(c)「上記(a)に該当しない個人で、戸籍法の適用を受けるが、調査時期後2年以内に日本国に住所または1年以上の居所を有することとなる個人」については、調査時期において所有していた財産の全部に対し財産税が課される（財法4③）。

調査時期（昭和21年3月3日）後、本法施行（昭和20年11月20日）前に相続の開始があった場合、被相続人が調査時期に所有していた財産に対しては、被相続人または相続財団に財産税が課される（財法4④）。

財産税の課税物件である課税財産（および所在）は、次のとおりである（財法5・一～六）。

- (1) 動産または不動産・不動産上に存する権利（その動産または不動産の所在。ただし、船舶については船籍の所在）
- (2) 鉱業権または砂鉱権（鉱区の所在）
- (3) 漁業権、または入漁権または漁業権を目的とする権利（漁場に最も近い沿岸の属する市町村またはこれに相当する行政区画）
- (4) 金融機関に対する預金・貯金・積金または政令で定める寄託金（その預金・貯金・積金または寄託金の受入を行った営業所または事業所の所在）
- (5) 合同運用信託に関する権利（その信託の引受を行った営業所の所在）
- (6) 前記財産を除き、営業所または事業所を有する個人の当該営業所または事業所に係る営業上または事業上の権利（その営業所または事業所の所在）

財産税の対象資産としては、動産・不動産の有形固定資産、鉱業権・砂鉱権・漁業権・入漁権の無形固定資産、預・貯金等の金融資産といった財産が課税対象となっている。財産税は、すべての財産を課税対象とする「一般財産税」であるので、特定の財産を非課税対象とする必要がなかった。

ただし、次のような財産は「非課税財産」として財産税の課税価格に算入されない（財法10・一～六）。

- (1) 生活に通常必要な家具、什器、衣服その他

の動産（ただし、大蔵省令で定めるもの）

- (2) 墓所・霊廟
- (3) 簡易保険契約に関する権利
- (4) 「厚生年金保険法」と「船員保険法」に規定する年金または一時金に関する権利および共済組合が支給する年金または一時金に関する権利
- (5) 戦争または災害に起因する死亡、傷痕または疾病により支給される増加恩給その他これの準ずる年金で、命令で定めるものに関する権利
- (6) その他命令で定めるもの

敗戦直後であったため、国民感情・社会政策等を考慮して生活必需品（通常必要な家具・什器・衣服・その他の動産）、戦争に起因する死亡・傷痕・疾病により支給される増加恩給等が「非課税財産」となっている。

なお、昭和20年11月15日以後調査時期（昭和21年3月3日）前に、贈与の契約とその履行があった場合または財産を留保する家督相続があった場合、その贈与財産または相続財産には、調査時期において贈与者または被相続人が当該財産を所有していたものとみなして、財産税が課される（財法8①）。

ただし、公共団体に対する贈与、贈与財産の価額が3,000円以下である贈与、相続財産の価額が1万円以下である相続の場合には、財産税は課されない（財法8②）。相続財産または贈与財産に対しては、別個に基礎控除額が設けられていた。

(3) 財産税の課税価格（課税標準）

財産税の納税義務者のうち、前記(a)「調査時期（昭和21年3月3日午前零時）において日本国に住所または1年以上の居所を有し、戸籍法の適用を受ける個人」および前記(c)「上記(a)に該当しない個人で、戸籍法の適用を受けるが、調査時期後2年以内に日本国に住所または1年以上の居所を有することとなる個人」に対しては、調査時期において所有していた財産の価値から、調査時期において現に所有していた債務（公租公課を含む）の金額を控除した金額が「財産税の課税価格」となる（財法12①）。

この場合、同居家族のうちに、債務の金額が

財産の価額を超過する者があるときは、政令の定めにより、その超過額を他の一人または数人の同居家族の財産の価額から控除し、その同居家族の課税価額を算定する（財法 12 ②）。ここに「同居家族」とは、戸主および戸主と同居する家族または戸主と別居して同居する二人以上の家族をいう（財法 11 ②）。

なお、前記 (b) 「(a) に該当しない個人で、調査時期において日本国にある財産を有していた個人」は、「制限納税義務者」として、調査時期において日本国に所有していた財産の価額から、調査時期において現に存する下記債務を控除した金額について「財産税」を課せられる（財法 13）。

(イ) 日本国において納付すべき当該財産に係る公租公課

(ロ) 当該財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権または抵当権で担保される債務

(ハ) 前記 (ロ) の債務を除き、当該財産の取得、維持または管理のために生じた債務

(ニ) 当該財産に関する贈与の義務

(ホ) 前記 (ニ) の義務を除き、調査時期において日本国に営業所または事業所を有していた法人に対する債務で、当該営業所または事業所との間で生じた営業上または事業上の債務

財産税の課税価格を計算する場合に「控除すべき債務」は、確実に認められる債務に限られる（財法 14）。また、「財産税の課税価格」の計算上、控除すべき債務の金額には、①不動産所得、乙種の配当利子所得、甲種または乙種の事業所得、乙種の勤労所得、山林の所得、乙種の退職所得または清算取引所得に対する昭和 21 年分の分類所得税額、昭和 21 年分の総合所得税額および昭和 21 年分の臨時利得税額、②戦時補償特別税額（「戦時補償特別措置法」の規定を受ける税額を除く）、③「戦時補償特別措置法」（法律第 38 号）の規定により求償に応じて履行すべき債務の金額が含まれる（財法 16）。

このように、「財産税の課税価格」は、すべての財産の価値からすべての債務（公租公課を含む）の金額を控除した「純資産額」である。「財

産税」は、財産の所有に基づくストック課税であり、すべての財産を課税対象とする一般財産税であるが、課税標準には「純資産額」が採用されている。

(4) 財産税の免税点および税率

前述したように、財産税の免税点は 10 万円であり、同居家族の財産も財産税の課税価格に合算され、その総額について財産税が課される。ただし、制限納税義務者（前記 (b) の納税義務者）には、同居家族の財産の合算は適用されない（財法 22 ②）。

財産税の税率は、下記に示すように、極めて高い 14 段階の超過累進税率であった（財法 23 ①）。なお、課税標準額である 10 万円は平成 28 年 3 月には 5,000 万円、1,500 万円は 7 億 5,000 万円に相当する。

10 万円を超える金額	25%
11 万円を超える金額	30%
12 万円を超える金額	35%
13 万円を超える金額	40%
15 万円を超える金額	45%
17 万円を超える金額	50%
20 万円を超える金額	55%
30 万円を超える金額	60%
50 万円を超える金額	65%
100 万円を超える金額	70%
300 万円を超える金額	80%
500 万円を超える金額	85%
1,500 万円を超える金額	90%

同居家族については、課税価格を合算し、その総額について算出した金額をそれぞれの課税価格に按分し、それぞれの税額が算定される（財法 23 ②）。

前述したように、GHQ 占領下において臨時的・一時的に「財産税法」が制定されたが、極めて高い累進税率による財産略奪的・没収的課税が施行されている。GHQ の意向により、昭和天皇も納税義務者となり、一番多額の財産税を納付されている。当時の記録によると、財産再評価額は 37 億円、財産税の納税額は 33 億円（平成 28 年 3 月現在、おおよそ 1 兆 6,500 億円に相当する金額）である。もっとも、「現金納付」ではなく、ほとんどが赤坂離宮や成田空港のあ

る三里塚の土地等の「物納」であった⁽¹⁰⁾。

3. 財産の評価

日本国にある土地または家屋の価額は、原則として、「地租法」第8条または「家屋税法」第6条に規定する「賃貸価格」に一定の倍数を乗じて算出した金額（命令で定める場合には、命令で定める金額を加算した金額）による（財法25①）。「一定の倍数」は、命令で定める区域ごとに、標準となる土地または家屋の取引価額を参酌して決められている（財法26①）。つまり、土地または家屋の資産再評価基準としては、一定の地域別倍数を適用した「修正価格主義」が採択されていると言えるであろう。

借地権の価額は、その目的となっている土地の「賃貸価格」に一定の倍数を乗じて算出した金額による（財法25②）。「一定の倍数」は、区域ごとに、標準となる借地権の取引価額を参酌して決められる（財法26②）。なお、土地・家屋または借地権に関する倍数は、政府が「不動産評価委員会」に諮問して定められている（財法26③）。地上権（借地権を除く）および永小作権の価額は、その目的となっている土地の価額に命令で定める倍数を乗じて算出した金額による（財法28）。借地権・地上権・永小作権の資産再評価基準に対しても、土地・家屋と同様に、地域ごとの倍数を適用した「修正価格主義」が採用されている。

金融機関に対する預金・貯金・積金その他これに準ずるものの価額は、調査時期における預金額・貯金額・積金の掛金額等による（財法29）。

公債（外貨債と借入金を除く）の価額は、その発行価格による（財法30①）。社債その他これに準ずる財産の価額は、命令で定めるところにより、その発行価格、当該法人の資産・収益等を参酌して決められる（財法30②）。株式その他の出資の価額は、命令で定めるところにより、その取引価額、当該法人の資産・収益、類似法人の株式その他の出資の取引価額等を参酌して決められる（財法30③）。公債と株式等の価額は、政府が「株式等評価委員会」に諮問して定められている（財法26④）。有価証券も、

命令あるいは政府諮問委員会による評価基準で算定されている。

調査時期において現に存する定期金の給付の契約で、その時まで定期金の給付事由が発生していたものに関する権利の価額は、下記のとおり評価される（財法31①）。

- (イ) 有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額に、命令で定める割合を乗じて算出した金額（ただし、1年間に受けるべき金額の20倍を超えることができない）
- (ロ) 無期定期金については、その1年間に受けるべき金額の20倍に相当する金額
- (ハ) 終身定期金については、その目的とされた者の年齢に応じ、1年間に受けるべき金額に、命令で定める倍数を乗じて算出した金額（ただし、1年間に受けるべき金額の20倍を超えることができない）

定期金に関する権利も、命令で定める割合・倍数を乗じて評価される。ただし、土地または家屋の価額とは異なり、命令で定める区域ごとではなく全国一律に、命令で定める割合・倍数が利用されている。

調査時期において現に存し、①その時まで年金支払事由が発生していなかった郵便年金契約および②その時まで保険事故が発生していなかった生命保険契約に関する権利の価額は、調査時期までに払い込まれた掛金または保険料の合計金額に、命令で定める割合を乗じて算出した金額による（財法32）。

調査時期に日本国外にあった財産その他命令で定める財産・債務の価額について、その算定ができなかった際には、諸般の事情を勘案して、命令でその算定方法が定められる（財法34）。

このように、土地・家屋、借地権・地上権・永小作権、有価証券、定期金に関する権利、郵便年金契約・生命保険契約に関する権利、国外財産等は、賃貸価格あるいは発行価格・給付金額等に一定の割合・倍数を乗じて算出した金額等で評価されている。

ただし、上記以外の財産に対しては、原則として、調査時期における財産の価額は、その時における「時価」により、調査時期における財

産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による（財法 35）。すなわち、上記以外の財産の価額には、資産再評価基準として「時価主義」が採択されている。

なお、調査時期における財産のうち、家庭用動産以外の財産の価額から債務を控除した金額（これを「一般財産の価額」という）が 50 万円（同居家族には一般財産の価額の合計額が 50 万円）以下である者については、家庭用動産の価額は、「一般財産の価額」に命令で定める割合を乗じて算出した金額によることもできる（財法 36 ①）。ただし、家庭用動産の価額が、「一般財産の価額」に命令で定める割合を乗じて算出した金額を 1 万円以上超過する場合には、家庭用動産の価額は「時価」で評価されなければならない（財法 36 ②）。

4. 申告および納付

(1) 財産税の申告

財産税の納税義務者（命令で定める外国人を除く）は、課税価格が 10 万円を超える場合（同居家族については、その合計額が 10 万円を超える場合を含む）には、命令で定める日（以下、「第 37 条の申告期限」という）までに、課税価格その他命令で定める必要事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない（財法 37 ①）。財産税に対しては、自らの課税標準を計算し、その税額を算出し、これを申告・納付する「申告納税制度」（self-assessment system）が採択されている。

申告納税は昭和 19 年から一部の大法人により採用されていたが、全面的に「申告納税制度」が所得税・法人税等の直接国税に導入されることになったのは昭和 22 年度からである⁽¹¹⁾。それ以前には、原則として、税務当局が納税義務者・納税額を確定し、納税義務者に納税額を告知する「賦課課税制度」（official-assessment system）が採られていた。したがって、財産税に対しては、所得税・法人税等の国税に先駆けて申告納税が制度的に実施されたことになる。

なお、当該申告書には、調査時期において現に所有していた債務（公租公課を含む）の金額に関する明細書を添付しなければならない（財

法 37 ②）。国外財産・債務の価額を算定できなかった場合には、命令で定める計算方法で算定できるまで、当該国外財産・債務を除外して「財産税の課税価格」は算定される（財法 37 ③）。

「第 37 条の申告期限」までに申告書を政府に提出しなかった者について、当該申告期限後、①国外財産・債務の価額を算定できなかったこと、②戸籍法の適用を受け、調査時期後 2 年以内に、日本国に住所または 1 年以上の居所を有することとなる個人に該当しなくなったこと的事由により、課税価格が 10 万円を超える場合（同居家族については、その合計額が 10 万円を超える場合を含む）には、財産税の納税義務者（前記 (a)・(b)・(c) で、命令で定める外国人を除く）は、命令で定める日（以下、「第 38 条の申告期限」という）までに、課税価格その他命令で定める必要事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない（財法 38 ①）。

第 37 条の申告期限後または第 38 条の申告期限後に課税価格が増加した場合には、命令で定める日（以下、「第 39 条第 1 項の修正期限」という）までに、政府に申し出て当該申告書を修正しなければならない（財法 39 ①）。

当該申告書・修正申告書を政府に提出した場合に、申告・修正申告に係る課税価格が政府調査の課税価格と異なるときは、政府は「財産調査委員会」に諮問して、その課税価格を更正する（財法 46 ①）。申告書を提出しなかった場合にも、政府は「財産調査委員会」に諮問して、その課税価格を決定する（財法 46 ③）。

なお、当該申告に係る課税価格・財産税額または当該修正申告により増加した課税価格・財産税額が過大であることを納税義務者が発見した場合には、当該申告書の提出期限または当該修正申告書を提出した日から 1 ヶ月以内に限り、政府に対し、その課税価格の更正を請求することができる（財法 48 ①）。「更正の請求」があった場合においても、政府は税金の徴収を猶予しない（財法 48 ②）。

(2) 財産税の納付

「第 37 条の申告期限」または「第 38 条の申告期限」までに提出しなければならない申告書に記載された課税価格に対する財産税は、当該

申告書の申告期限後1ヵ月以内に納付する必要がある(財法40・一、三)。「第39条第1項の修正期限」までに増額修正した税額に相当する財産税は、当該申告書の修正期限後1ヵ月以内に納付しなければならない(財法40・四)。

相続人または相続財団に財産税が課される場合において、その相続が戸主の死亡以外の原因による家督相続であるときは、被相続人は、相続人の納付すべき財産税について連帯納付の責任を負う(財法41①)。

昭和20年11月15日以後昭和21年3月3日前に、贈与の契約とその履行があった場合または財産を留保する家督相続があった場合には、受贈者または相続人は、贈与者または被相続人の納付すべき財産税額のうち、「財産税の課税価格」における贈与財産または相続財産の価額が占める割合に応じて按分した金額に相当する財産税について、連帯納付の責任を負う(財法43①)。さらに、贈与者または被相続人が財産税を納付したときは、受贈者または相続人は、その納付すべき財産税額のうち、「財産税の課税価格」における贈与財産または相続財産の価額が占める割合に応じて按分した金額を、受贈者または相続人に対して請求することができる(財法43②)。

調査時期における財産のうち、「金融機関処理応急処置法」(法律第6号)により金融機関の旧勘定に属する預金・貯金その他の債権で、命令で定めるもの(以下、旧勘定預金等という)に相当する財産(以下、旧勘定財産という)がある場合には、納税義務者は、その納付すべき財産税額と、「財産税の課税価格」から旧勘定財産の価額を控除した金額により計算した財産税額との差額に相当する税額について、旧勘定預金等による納付を請求することができる(財法55①)。

ただし、その納付すべき財産税額のうち、金銭で納付することが困難である場合には、納税義務者は「物納」(旧勘定預金等による納付を除く)を請求することができる(財法56①)。

財産税の納付には、「金銭納付」が原則適用されているが、「物納」も選択的に適用可能であった。しかも、財産税の「物納」を困難とす

る特別の事由があるときは、物納を困難とする金額を限度として、担保を提供し、その延納を請求することができる(財法57①)。さらに、納税義務者が災害により著しく資力を喪失して納税困難である場合には、政府は、財産税の軽減または免除を行うことができる(財法60)。多額の財産税に対する納税困難性を鑑み、「物納」をはじめとして、「延納」、「租税軽減・免除」が一定の条件下で認められている。

Ⅲ 「富裕税法」の特徴

1. 沿革

昭和23年(1948年)7月にGHQから経済10原則の内示があり、内閣も一応の手続きを取ったが、その実施には積極性を欠き、GHQも強い監督・指示を行わなかった。しかし、11月の賃金3原則(赤字融資不可、赤字補給金不可、価格引上否認)では経済安定への強い指示があり、ドッジ公使の来日が知らされた12月には、経済安定の基本条件である「経済9原則」(予算の均衡(経費節減)、徴税の強化促進、信用拡張の制限、賃金の安定、物価統制の強化、外国為替統制の強化、資材割当による輸出増加策の実施、重要国産原料・工業製品の増加促進、食糧集荷の促進)が発表され、吉田茂内閣はその実施を義務づけられた。GHQの経済顧問公使として昭和24年(1949年)2月に来日したジョセフ・ドッジ(Joseff Dodge)は、財政収支の総合的な安定の実施および単一為替レートの設定を行った⁽¹²⁾。

昭和24年度にドッジ・ラインに基づく超均衡予算が編成され、それによってインフレは急速に収束したが、その際に税制の全面的改正の必要性が強く認識された。GHQの要請により、米国・コロンビア大学教授のカール・シャウプ(Karl Shoup)博士を団長とする「シャウプ使節団」(イリノイ大学教授のポーウェン、ニューヨーク市立大学教授のコーヘン、ミネソタ州税務局税制調査部長のハットフィールド、カリフォルニア大学教授のサリー、コロンビア大学教授のヴィッカーリー、コロンビア大学教授のウォーレンの7名の租税専門家から構成されて

いる)が昭和24年5月10日に来日し、8月27日までの3ヵ月間にわたり日本税制を調査・検討した後、9月15日に『シャープ使節団日本税制報告書』(Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission: 以下、『シャープ勧告』という)を発表した⁽¹³⁾。『シャープ勧告』では、担税力に即した課税を行うという観点から直接税を税制の中心に置き、青色申告制度(blue return system)の創設等の租税行政改善、法人擬制説(fictional theory of corporation)の復活、租税特別措置(special taxation measures)の大幅削除、罰則の強化、附加価値税(value added tax)の導入、資産の再評価(revaluation)等とともに、所得税の補完税としての富裕税(net worth tax)の導入といった画期的な内容も提案されていた。『シャープ勧告』を取り入れた昭和25年度税制改正により、所得税の最高税率の大幅引下げ(85%から55%)に応じる形で、「富裕税」が所得税の補完税として創設された⁽¹⁴⁾。

つまり、所得税の最高税率を85%から55%に引き下げることによって、その税収減を相殺するために「純資産税」(後に、「富裕税」と名付けられた)が導入されたが、富裕税(純資産税)は、500万円を超える純資産を所有する個人について500万円を超える部分の純資産に対し0.5%から3%の税率で課されている。所得税減税と純資産税導入の組み合わせは、投資と企業家的努力に対する抑制要因を減ずる効果があるものとして正当化された⁽¹⁵⁾。

高額所得者への優遇を是正する目的で経常的一般財産税として導入された「富裕税」の機能は、(1)所得税の累進性を確保すること、(2)生産と投資に対する阻害的影響を小さくすること、(3)課税標準から脱落しやすい資産所得を元本で捕捉すること、(4)富の集中を阻止することなどであった⁽¹⁶⁾。所得税の補完税として「富裕税」を組み合わせる場合、所得税のみを課す場合に比べて、(a)労働に対する刺激および生産と投資に対する影響が小さい点、(b)不当な経済力集中の発生を防止する手段として優れている点が強調される。とりわけ、富の集中を積極的に防ぐことが「富裕税」の主要な立法趣旨であった⁽¹⁷⁾。

しかしながら、所有している資産全般を課税対象とした「富裕税」は、隠匿されやすい動産等の把握困難性、資産の評価困難性、割高な徴収コスト、税務執行上の難点等を主な理由として、昭和28年(1953年)に廃止されている⁽¹⁸⁾。また、「富裕税」の税収は、昭和25年度に5億1,600万円、昭和26年度に9億6,200万円、昭和27年度に22億3,300万円であり、国税税収の0.1%、0.2%、0.3%程度を占めるに過ぎず、税収全体からみると取るに足らぬものであったし、預金等の不表現財産に対する適用困難性ととも、表現財産に対する固定資産税との二重課税も指摘されたこと等の理由により、「富裕税法」はわずか3年で廃棄された⁽¹⁹⁾。

2. 富裕税の課税要件

(1) 富裕税の課税対象者(納税義務者)

富裕税法(以下、富法と略す)第1条の規定によれば、富裕税の納税義務者は、(d)課税時期(毎年12月31日午後12時をいう)において日本国に住所を有する個人、または1年以上居所を有する個人、(e)前記(d)に該当しない個人で、課税時期において日本国にある財産を有する個人である。

富裕税を納める義務がある納税義務者は、課税時期において日本国に財産を有するすべての個人である。日本国に住所または1年以上の居所を有する「居住者」ばかりではなく、日本国に住所または1年以上の居所を有しない「非居住者」に対しても、課税時期における財産所有者(個人に限定される)である限り、富裕税を納める義務を負うことになる。

ただし、富裕税法第10条第1項の規定によれば、富裕税の免税点は500万円であるので、500万円⁽²⁰⁾を超える財産を所有する個人が富裕税の納税義務者となる。この場合、同居親族が所有する財産も合算し、その総額について課税価格を計算することになる(富法10②)。したがって、同居親族を含む納税義務者の財産の総額が500万円を超える場合に、富裕税が課される。

なお、ここに「同居親族」とは、課税時期において生計を一にする親族であり、(イ)夫婦、

(ロ) 親（または養親）と未成年の子（その子に配偶者または子がない場合に限る）および
 (ハ) 祖父母と未成年の孫（その孫に配偶者または子がない場合であり、その孫に親（または養親）のない場合またはその孫と親（または養親）が生計を一にしていない場合に限る）の關係にある者をいう（富法6①～②）。

(2) 富裕税の対象資産（課税物件）

富裕税の納税義務者に該当する者については、その有する財産の全部に対し、富裕税が課される（富法2①）。

富裕税の課税物件である課税財産（および所在）は、次のとおりである（富法3①～②）。

- (1) 動産または不動産・不動産上に存する権利（その動産または不動産の所在。ただし、船舶については船籍の所在）
- (2) 鉱業権または砂鉱権（鉱区または砂鉱区の所在）
- (3) 漁業権または入漁権（漁場に最も近い沿岸の属する市町村またはこれに相当する行政区画）
- (4) 金融機関に対する預金・貯金・積金または政令で定める寄託金（その預金・貯金・積金または寄託金の受入を行った営業所または事業所の所在）
- (5) 合同運用信託に関する権利（その信託の引受を行った営業所の所在）
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権または商標権（その登録を行った機関の所在）
- (7) 前記財産を除き、営業所または事業所を有する者の当該営業所または事業所に係る営業上または事業上の権利（その営業所または事業所の所在）
- (8) 上記財産以外の財産（権利者の住所。ただし、住所を有せず、一年以上居所を有する者については、当該居所）

富裕税の対象資産としては、有形・無形固定資産、金融資産のすべての財産が課税対象となっている。預・貯金、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権および商標権）のほかに、たとえば、①貴金属、宝石、象牙等および同製品、②書画・骨董、美術工芸品、③趣味、娯楽、嗜好のために所有する動産および運動用具のう

ち、一定額を超えるものは富裕税の課税対象となっていた。富裕税は、すべての財産を課税対象とする「一般財産税」であるので、特定の財産を非課税対象とする必要がなかった。

ただし、財産の種類や性格、国民感情や社会政策を考慮した場合に課税対象にすることが好ましくないと考えられる財産もあり、次のような財産は「非課税財産」として「富裕税の課税価格」に算入されない（富法9①）。

- (1) 「皇室経済法」（昭和22年法律第4号）の規定により皇位とともに皇嗣が受ける物
- (2) 国または地方公共団体（政令で定めるその他の公共団体を含む）において公用または公共の用に供する土地、家屋および物件
- (3) 墓所・霊廟・祭具およびこれらに準ずるもの
- (4) 「国宝保存法」（昭和4年法律17号）または「史跡名勝天然記念物保存法」（大正8年法律44号）の規定により国宝、史跡、名勝または天然記念物として指定されたもの、「重要美術品等の保存に関する法律」（昭和8年法律第43号）の規定により認定された重要美術品
- (5) もっぱら学術の研究の用に供する書籍、標本および機械器具
- (6) 生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産（ただし、大蔵省令で定めるもの）

なお、前記(2)、(4)または(5)に該当する財産が、その所有者において当該財産から所得その他の経済的利益を得ているものである場合（その利益が著しく少ない場合を除く）には、富裕税の課税価格の計算上、当該財産の価額は財産の価額に算入される（富法9②）。しかも、前記(4)（上記の所得その他の経済的利益を得ているものを除く）については、同一人の有するこれらの財産の価額の合計額（同居親族については、その有するこれらの財産の価額の合計額）が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分の価額は、富裕税の課税価格の計算上、財産の価額に算入される（富法9③）。

「非課税財産」に該当する財産であっても、経済的利益が生じた場合または定額（100万円）を超える場合の一部の財産には、富裕税が課された。ただし、昭和21年公布の「財産税法」

では非課税対象ではなかったが、昭和 22 年に制定された「皇室経済法」により「皇嗣が受ける物」は非課税財産となっている。

(3) 富裕税の課税価格（課税標準）

「富裕税の課税価格」は、(d) 課税時期において日本国に住所または一年以上の居所を有する個人、(e) 前記 (d) に該当しない個人で、課税時期において日本国にある財産を有する個人である納税義務者ごとに異なる。

前記 (d) に該当する個人に対しては、課税時期において有する財産の価額から、課税時期において現に有する債務（公租公課を含む）の金額を控除した金額が「富裕税の課税価格」となる（富法 7 ①）。

上記 (d) に該当し、日本国籍を有しない個人に対しては、課税時期において有する日本国にある財産の価額から、課税時期において現に存する下記債務を控除した金額が「富裕税の課税価格」である（富法 7 ②）。

- (イ) 日本国において納付すべき公租公課
- (ロ) 課税時期において日本国にある財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権または抵当権で担保される債務
- (ハ) 前記 (ロ) の債務を除き、課税時期において日本国にある財産の取得、維持または管理のために生じた債務
- (ニ) 前記 (ハ) の債務を除き、その者が課税時期において日本国に営業所または事業所を有している場合は、当該営業所または事業所に係る営業上または事業上の債務
- (ホ) 前記 (ニ) の債務を除き、①課税時期において日本国に住所または居所を有する個人に対する債務、②課税時期において日本国に営業所または事業所を有する法人に対する債務で、当該営業所または事業所との間に生じた債務

この場合、「同居親族」のうち、その債務の金額がその財産の価額を超過する者があるときは、政令の定めにより、その超過額を他の一人または数人の同居親族の財産の価額から控除し、その控除後の金額がそれぞれの同居親族の課税価額となる（富法 7 ③）。

なお、上記 (e) に該当する者については、

課税時期において日本国に有する財産の価額から、課税時期において現に存する下記債務を控除した金額が「富裕税の課税価額」である（富法 7 ④）。

- (1) 課税時期において日本国にある財産に係る公租公課
- (2) 前記 (ロ)・(ハ)・(ニ) の債務

「富裕税の課税価格」を計算する場合に「控除すべき債務」は、「財産税法」と同様に、確実と認められる債務に限られる（富法 8 ①）。また、「控除すべき公租公課」には、当該課税時期を含む年における所得、相続、附加価値等につき「所得税法」（昭和 22 年法律第 27 号）、「相続税法」（昭和 25 年法律第 73 号）、「資産再評価法」（昭和 25 年法律第 110 号）、「砂糖消費税法」（明治 34 年法律第 13 号）、「骨牌税法」（明治 35 年法律第 44 号）、「酒税法」（昭和 15 年法律第 35 号）、「物品税法」（昭和 15 年法律第 40 号）、「揮発油税法」（昭和 24 年法律第 44 号）または「地方税法」（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により課せられるべき税額で、政令で定めるものも含まれる（富法 8 ②）。

このように、「富裕税の課税価格」（課税標準）は、財産税と同様に、すべての財産の価額から債務（公租公課を含む）の金額を控除した「純資産額」である。

(4) 富裕税の免税点および税率

前述したように、富裕税の免税点は 500 万円（平成 28 年 3 月現在、おおよそ 3 億 5,000 万円に相当する金額）であり、同居親族の財産も富裕税の課税価格に合算され、その総額について富裕税が課される（富法 10）。

富裕税の税率は、0.5%（500 万円超）、1%（1,000 万円超）、2%（2,000 万円超）および 3%（5,000 万円超）の超過累進税率である（富法 11 ①）。14 段階の高率の超過累進税率であった「財産税」と比較して、「富裕税」の税率は 4 段階の極めて低い税率である。財産税が略奪的・没収的課税であったのに対し、富裕税は主として富の再分配効果を目論む課税であった。

なお、同居親族については、その課税価格を合算し、その総額について算出した金額をそれぞれの課税価格に按分して、それぞれの税額が

算定される（富法 11 ②）。

3. 財産の評価

課税時期における財産の価額は、その時における「時価」により、課税時期における財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による（富法 12）。原則として、財産は時価で評価され、債務の金額はその時の現況の金額による。つまり、「時価に基づく純資産の価額」が富裕税の課税標準となっている。ただし、たとえば下記のような財産の時価には、特定の評価基準が設けられている。

①地上権・永小作権の評価

地上権・永小作権の価額は、その残存期間に応じ、その目的となっている土地の課税時期における権利が設定されていない場合の時価に、下記割合を乗じて算出した金額による（富法 13）。

残存期間が 10 年以下のもの	5%
残存期間が 10 年を超え、 15 年以下のもの	10%
残存期間が 15 年を超え、 20 年以下のもの	20%
残存期間が 20 年を超え、 25 年以下のもの	30%
残存期間が 25 年を超え、 30 年以下のものおよび地上権 で存続期間の定めのないもの	40%
残存期間が 30 年を超え、 35 年以下のもの	50%
残存期間が 35 年を超え、 40 年以下のもの	60%
残存期間が 40 年を超え、 45 年以下のもの	70%
残存期間が 45 年を超え、 50 年以下のもの	80%
残存期間が 50 年を超えるもの	90%

②有価証券の評価

「証券取引法」（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項と第 2 項に規定する有価証券の価額は、証券取引所に上場されている有価証券については、同法第 102 条第 2 項の規定により公表されたその年 12 月中の毎日の最終価格の平均額に

よる（富法 14）。

③定期金に関する権利の評価

1) 課税時期において現に存する郵便年金契約その他の定期金給付契約で、その時まで定期金給付事由が発生している権利の価額は、次のとおりである（富法 15 ①）。

(イ) 有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、下記割合を乗じて算出した金額（ただし、一年間に受けるべき金額の 15 倍を超えることができない）

残存期間が 5 年以下のもの	70%
残存期間が 5 年を超え、 10 年以下のもの	60%
残存期間が 10 年を超え、 15 年以下のもの	50%
残存期間が 15 年を超え、 25 年以下のもの	40%
残存期間が 25 年を超え、 35 年以下のもの	30%
残存期間が 35 年を超えるもの	20%

(ロ) 無期定期金については、その一年間に受けるべき金額の 15 倍に相当する金額

(ハ) 終身定期金については、その目的とされた者の課税時期における年令に応じ、一年間に受けるべき金額に下記倍数を乗じて算出した金額

25 歳以下の者	11 倍
25 歳を超え、40 歳以下の者	8 倍
40 歳を超え、50 歳以下の者	6 倍
50 歳を超え、60 歳以下の者	4 倍
60 歳を超え、70 歳以下の者	2 倍
70 歳を超える者	1 倍

2) 課税時期において現に存する郵便年金契約その他の定期金給付契約で、その時まで定期金給付事由が発生していない権利の価額は、その掛金の払込開始時から課税時期までの経過期間に応じ、課税時期までに払い込まれた掛金の合計金額に下記割合を乗じて算出した金額による（富法 16）。

経過期間が 5 年以下のもの	90%
経過期間が 5 年を超え、 10 年以下のもの	100%

経過期間が10年を超え、	
15年以下のもの	100%
経過期間が15年を超えるのもの	120%

④生命保険契約に関する権利の評価

課税時期において現に存する生命保険契約で、その時までには保険事故が発生していないものに関する権利の価額は、課税時期までに払い込まれた保険料の合計金額（課税時期までに保険料の払込期日の到来していない部分を除く）に70%を乗じた金額から、保険金額に2%を乗じた金額を控除した金額による。ただし、保険料の全額が一時に払い込まれた生命保険契約に関する権利の価額は、払込保険料の全額に相当する金額による（富法17）。

このように、原則として、財産は時価で評価されるが、①地上権・永小作権、②有価証券、③定期金に関する権利、④生命保険契約に関する権利に対しては、時価等に一定割合・倍数を乗じて算出した金額あるいは平均時価が適用されている。

4. 申告および納付

(1) 富裕税の申告

富裕税の納税義務者（課税時期に日本国に住所または一年以上の居所を有する個人、課税時期に日本国にある財産を有する個人）は、課税価格が500万円を超える場合（同居親族については、その課税価格を合算した金額が500万円を超える場合）には、翌年2月1日から同月末日までに、課税価格、富裕税額その他政令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならない（富法18①）。富裕税に対しても、自らの課税標準を計算し、その税額を算出し、これを申告・納付する「申告納税制度」が採択されている。

なお、当該納税義務者が課税時期後・申告書提出前に死亡した場合には、その相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に、被相続人に係る富裕税の申告書を被相続人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（富法18④）。この場合における申告書も、「期限内申告書」と認められる（富法18⑩）。

通信、交通その他やむを得ない事由により、「期限内申告書」の提出期限内に提出することができない者については、政令の定めるところにより、国税庁長官または税務署長は、その期限を延長することができる（富法18⑦）。

富裕税の納税義務者または相続人は、「期限内申告書」の提出期限後においても、「決定の通知」があるまでは、納税地または被相続人の納税地の所轄税務署長に申告書を提出することができる（富法18⑨）。この場合における申告書を「期限後申告書」という（富法18⑩）。

「期限内申告書」または「期限後申告書」を提出した者は、当該申告に係る課税価格または富裕税額に不足額があるときは、「更正の通知」があるまでは、当該申告に係る課税価格または富裕税額について修正すべき事項その他政令で定める事項を記載した申告書（これを「修正申告書」という）を「修正申告」として所轄税務署長に提出することができる（富法19①）。

「期限内申告書」または当該申告書に係る「修正申告書」を提出した者は、当該申告に係る課税価格・富裕税額または当該修正申告により増加した課税価格・富裕税額が過大であることを知った場合には、当該申告書の提出期限または当該修正申告書を提出した日から1ヵ月以内に限り、当該申告書または修正申告書を提出した税務署長に対し、その課税価格・富裕税額につき「更正の請求」を行うことができる（富法20①）。

「期限内申告書」を提出した者が当該申告書を提出した後に、当該申告書に係る課税時期を含む年に相続の開始があったことを知り、かつ、当該相続により課税価格・富裕税額が過大となった場合には、当該相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に限り、当該申告書を提出した税務署長に対し「更正の請求」を行うことができる（富法20②）。

税務署長は、「更正の請求」があった場合においても、税金の徴収を猶予しないが、「相当の事由」があると認められる場合には、税金の全部または一部の徴収を猶予することができる（富法20⑥）。

(2) 富裕税の納付

「期限内申告書」を提出した者は、当該申告書に記載した富裕税額に相当する富裕税を提出期限までに国に納付しなければならない（富法21①）。

「期限後申告書」を提出した者は、富裕税額に相当する富裕税を当該申告書提出日に国に納付しなければならない（富法21②）。

「修正申告書」を提出した者は、当該修正申告書により増加した富裕税額に相当する富裕税を当該修正申告書提出日に国に納付しなければならない（富法21③）。

相続人が二人以上である場合には、納付すべき富裕税額は、相続により各相続人が受ける利益の価額に按分して計算した額である（富法

21④）。

富裕税を納付すべき者が納期限または納付期日に富裕税を完納しなかった場合には、税務署長は「国税徴収法」（明治30年法律第21号）第9条の規定によりこれを督促する（富法21⑤）。

なお、同居親族は、お互いに他の同居親族の納付すべき富裕税について連帯納付の義務を負う（富法22①）。

「財産税法」と異なり、「富裕税法」では「物納」の規定は設けられていなかった。

表1では、「財産税法」と「富裕税法」における主要な内容の相違点が比較されている。

表1 財産税法と富裕税法における主要内容の相違点比較

事項	財産税法	富裕税法
制定目的 (立法趣旨)	富の再分配・戦時利得の回収・累進課税の強化(宮家の臣籍降下)	主として富の再分配(所得税の補完)
課税対象資産	動産・不動産の有形固定資産、鉱業権・砂鉱権・漁業権・入漁権の無形固定資産、預・貯金等の金融資産、国外財産	左記の外に、工業所有権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)
納税義務者	調査時期(昭和21年3月3日午前零時)に財産を所有するすべての個人(命令で定める外国人を除く)	課税時期(毎年12月31日午後12時)に財産を所有するすべての個人
財産再評価の時期	昭和21年3月3日午前零時	昭和25年・26年・27年(毎年12月31日午後12時)の3回
財産再評価額の算定方法	賃貸価格等に一定の倍数等に乗じた金額または時価	時価、時価等に一定の倍数等に乗じた金額または平均時価
免税点	10万円(平成28年3月現在、5,000万円相当額)	500万円(平成28年3月現在、3億5,000万円相当額)
税率	25%から90%の14段階による超過累進税率	0.5%から3%の4段階による超過累進税率
納付方法	金銭納付(物納の容認)	金銭納付

IV 「富裕税法」再導入に対する提言的結論

—むすびに代えて—

前述したように、貧富の極端な格差は社会の不安定要因となり、社会荒廃の危険性を胚胎することになるが、社会崩壊する前に、税制の面においても「富の再分配」を図る対策が講じら

れるべきである。低額所得者に対して租税負担を相対的に重くする逆進的租税である「消費税」の増税案は断念・廃棄し、高額財産所有者に対して、金融資産等も含む財産一般について低率の「一般財産税」の課税を行い、穏健・健全な社会構築のために緩やかな「富の再分配」が図られるべきである。

「財産税法」も「富裕税法」も富の集中を防ぐために立法化され、課税標準には「純資産額」を採用している点では共通するが、富裕税が所得税の補完税として低い累進税率で課税され、免税点も比較的に高かったのに対し、敗戦直後のGHQ占領下に制定された「財産税法」では、極めて高い累進税率による財産略奪的・没収的課税が行われている。高額財産所有者までも経済的困窮に陥るような「一般財産税」も、また、社会混乱・不安定要因となり、「急性アノミー現象」⁽²¹⁾あるいは「伝統・文化破壊現象」を来すことになる。穏健な社会・文化を構築するためには、高額な財産所有者であっても「一般財産税」には軽い負担で済ませるべきであろう。

現行の地方税法第350条第1項によれば、固定資産税の標準税率は1.4%であるので、同じ財産一般には同じ税率を課すと思量するならば、「一般財産税」の税率も1.4%とすべきであろう。社会混乱を来す過酷な財産没収の税率(たとえば、「財産税法」で適用されたような90%)の設定は、健全・穏健な経済・社会・文化の運営のためには避けられなければならない。しかも、固定資産税・自動車税等のような個別財産税には単一の税率が適用されているので、「一般財産税」に対しても「単一税率」が採用されてもよいであろう。すなわち、納税義務者の純資産額に対して一律に1.4%の「一般財産税」(「富裕税」)が課されることになる。

この場合、固定資産税の課税物件である土地、家屋および償却資産(自動車・軽自動車を除く)に「一般財産税」を課すとすると、「二重課税」の問題が起こる。この二重課税を回避するためには、土地・家屋等の不動産を課税対象とする「固定資産税」は廃止し、「一般財産税」に包摂することが考えられる。金融資産等も含む財産すべてに課税する「一般財産税」に対しては、消費税の徴税制度と同様に、国が徴収し、半額を地方団体に按分・交付すればよい。あるいはまた、現行どおりに固定資産税は市町村により賦課・徴収されるが、それ以外の財産(預金・貯金・有価証券等の金融資産、工業所有権等の無形資産、国外財産等)には新規の国税として「一般財産税」(富裕税)が申告・納税されるこ

とになるかもしれない。

いずれにしても、一部の財産のみに課税する跛行的な税務措置ではなく、「課税公平」の観点からも、すべての財産に同じ税率による「一般財産税」が課せられるべきである。その際には、課税対象が拡大するので、「歳入中立性の原則」(principle of revenue - neutrality)の観点から、1.4%よりも低い税率(たとえば、半分の0.7%)の設定も考えられる。平成4年4月1日に施行され、「租税特別措置法」(昭和32年法律第26号)第71条により平成10年以降の課税時期から停止されている「地価税法」(平成3年法律第69号)における税率は、「固定資産税」との二重課税であったために、0.3%と極めて低かった。たとえば、固定資産税には現行どおりに市町村税として1.4%(または0.7%)で賦課・徴収すると想定した場合、財産一般に対する「一般財産税」には0.3%の税率設定も考えられる。もし仮に富裕税(純資産額を課税標準とする一般財産税)の再導入を断念せざるを得なくなった場合であっても、最低限の税務措置として、固定資産税と同様の1.4%の税率による「金融資産税」の新規導入は実現されるべきである。

さらに、「一般財産税」を課すに当たり不可欠となる課題の一つは、課税標準の計算要因である財産の再評価である。財産評価基準が不統一であれば、税額に影響を及ぼすので、財産再評価は極めて重要である。

「富裕税法」では、原則として、財産は時価で評価されていたが、特定の財産に対しては、時価等に一定割合・倍数を乗じて算出した金額あるいは平均時価が適用されていた。課税の形式的・法的公平あるいは税務行政・計算技術上の理由からは、全国一律の再評価倍数を利用する方が簡単ではある。ただし、土地の価額(地価)は大都市部と地方部・農村部では大きく乖離しているので、土地に関しては個別の時価が採用されるべきである。その際、課税庁サイドと納税者サイドとの間で時価を巡って意見の対立・相違が生じることも考えられるので、中立・公正な第三者機関として「財産評価諮問委員会」の設置が望まれる。なお、減価償却資産等に對

しては、税務行政上、形式的・法的な課税の公平を担保するために、全国画一的に統一した再評価倍数が代替的に利用されてもよいであろう。

一般財産税（富裕税）は「富の集中」およびそれに伴う「社会不安」を排除する目的で課されるわけであるから、低額財産所有者にまで課税する必要はない。したがって、一定の免税点を設けなければならない。

「富裕税法」では、500万円（現在、3億5,000万円相当額）であった。土地に対する適正かつ公正な租税負担を図りつつ土地政策に資するために創設された「地価税法」における個人の基礎控除額（定額控除額）は、15億円である。したがって、3億5,000万円から15億円までに該当する免税点が妥当であるかもしれない。

その他の課税要件である納税義務者・課税財産（および非課税財産）、課税時期、納付方法等は、「富裕税法」の規定に準拠してもよいであろう。

前述したように、純資産を課税標準とする「富裕税」は、隠匿され易い金融資産等の把握困難性、資産再評価の困難性等によって廃止となった。とりわけ、純資産が容易に把握される不動産所得者に純資産税（富裕税）はホコ先が向けられ、その他の人はある程度逃れられるので、

不公平であるとの批判が強かった⁽²²⁾。さらに、所得税・富裕税の実質的有効性を保証するために、『シャープ勧告』で提案されていた「高額所得者の資産申告制度」や「株式の強制登録制度」などが断念または骨抜きにされ、税務行政面においても執行上の課題があった⁽²³⁾。したがって、これらの難点を解消できるならば、「富裕税」の再導入は不可能ではない。

社会保障制度と租税制度を一体化し、社会保障の充実・社会保障制度の効率化および所得税の公平性の担保・正しい所得把握体制の整備に資するための「社会保障・税共通の番号制度」を導入するために、平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号：以下、「番号法」と略す）が公布され、平成28年1月1日に施行されている⁽²⁴⁾。また、平成24年税制改正では、その年の12月31日において有する国外財産の価額が5,000万円を超える居住者（非居住者を除く）に対し、翌年の3月15日までに「国外財産調書」を所轄税務署長に提出する「国外財産調書制度」が創設されている⁽²⁵⁾。

個人番号制度（マイナンバー制度と通称されている）や「国外財産調書制度」を活用するこ

表2 富裕税の再導入に対する私案

納 税 義 務 者	課税時期(毎年12月31日午後12時)に財産を所有するすべての個人(「富裕税法」と同じ)
課 税 対 象 資 産	すべての財産(「富裕税法」と同じ)
非 課 税 財 産	生活用必要動産、学術研究書籍・機械器具等、墓所・祭具等、皇嗣が受ける物等(「富裕税法」と同じ)
課 税 標 準	純資産額(「富裕税法」と同じ)
財産再評価額の算定方法	原則として、時価評価。ただし、減価償却資産等には、代替的に物価指数による再評価倍数に基づく修正原価。
免 税 点	3億5,000万円(「富裕税法」の500万円相当額)、5億円または15億円(地価税法の基礎控除額)
税 率	1.4%(または0.7%、固定資産税を残置する場合には0.3%)の単一税率
納 付 方 法	金銭納付(「富裕税法」と同じ)
納 税 期 間	2月1日から2月末日(「富裕税法」と同じ)または2月16日から3月15日(所得税の確定申告期間)
税 務 行 政	個人番号制度・国外財産調書制度の活用、財産評価諮問委員会の設置、高額所得者の資産申告制度の創設

とによって、純資産税（富裕税）は正確に捕捉・徴収できるはずである。コンピュータ・コピー機の発達により、膨大な量の情報収集・保存処理が可能となった現在、「番号法」の創設・施行や「国外財産調書制度」の導入は、財産税のみならず取得税・消費税の適切な捕捉・徴収、ひいては公平な課税の実現に大いに貢献することができる⁽²⁶⁾。個人番号制度は、一般財産税（富裕税）の捕捉・徴収の信用性確保にとって必要不可欠な前提条件であり、さらに、「高額所得者の資産申告制度」の導入が実現されるならば、富裕税の捕捉・徴収の税務執行を補強できるかもしれない。

表2では、将来に導入されるべき「一般財産税」（富裕税）の主要な内容に対する提案（卑見）が示されている。

〔注〕

- (1) 貧困者とは、平成28年現在、月額で生活保護受給額（東京都では、月額128,000円）程度の収入しか得られない生活困窮者をいう。近年、若いワーキング・プアとともに、離婚・死別による片親（特に、母親）に育てられている子供の貧困率上昇、少額の年金しか受給できない高齢者の貧困化（下流老人化）が社会問題化している。
- (2) 歴史的事実として、権力（武力）、財力（富）と権威が一点集中した独裁国家では社会が不安定（instability）となり、いずれ政治的に崩壊していくが、三つの力が分散している国家では比較的安定した社会が形成されている。たとえば、わが国の江戸時代には、政治的武力（political and military power）は徳川家、経済力（economic power）は全国の豪商、宗教的・文化的権威（religious and cultural authority）は天皇家に分散していたので、政治的・社会的混乱は極めて少なかった（T.E.Cooke and M.Kikuya, *Financial Reporting in Japan : Regulation, Practice and Environment*, Blackwell, 1992, pp.152~153.）
- (3) 菊谷正人『税制革命』税務経理協会、平成20年、16頁および122~128頁。
- (4) 大蔵省大臣官房調査課編『図解 日本の財政（昭和30年度版）』東洋経済新報社、昭和

30年、292頁。

- (5) 大蔵省財政金融研究所財政史室『大蔵省史一明治・大正・昭和第一第3巻』大蔵財務協会、平成10年、14頁。
- (6) 昭和21年における「戦時補償特別措置法」（法律第38号）の制定によって、国の財政負担を軽減するために、政府に対する軍需産業会社等の戦時補償請求権に対して100%の税率で課税を行い、実質的に戦時補償が打ち切られた。なお、日華事変（現在、日中戦争と称されている）により収益が減少した企業に対する「営業収益税」（明治29年に創設された「営業税」は外形標準課税であったが、その代わりに営業純利益を課税標準として大正15年に導入された）の軽減措置、若干の鉱物に対する鉱物税の免除措置等を内容として昭和13年に公布されていた「臨時租税措置法」は廃止され、その後進的法律として昭和21年に「租税特別措置法」（法律第15号）が制定された（金子 宏『租税法』弘文堂、昭和51年、56頁および51頁）
- (7) 大蔵省財政金融研究所財政史室、前掲書、17~19頁。
大蔵省の構想では、第一次大戦後の英国における議論、第二次大戦後のフランスで実施された財産税を参考にして、財産税の輪郭が作られていた。つまり、「財産税」と「個人財産増加税」によって、戦時補償を受ける人についても、その補償を財産評価に加えて課税し、戦時中に蓄積された潜在的購買力を吸収してインフレを抑制し、財政再建・健全化を図ろうとする構想であった（同上書、17頁）。
- (8) 歴史ミステリー研究会編『終戦直後の日本』彩図社、平成27年、156~157頁。
多額の財産税を課せられて逼迫した宮家は次々と土地等の財産を処分し、11の宮家が皇籍を離脱することになった。昭和天皇の第一皇女の成子内親王は東久邇宮家に嫁がれたが、財産のほとんどがなくなったため、内職して生計を立て、配給品をもらうために庶民と一緒に並んだと言われている（同上書、157頁）。また、日本帝国陸軍・海軍の武装解除とともに、米国政府から日本経済の民主化のた

めに「財閥解体」の方針が昭和20年9月に示されると、GHQのクレマー経済科学局長は三井・三菱・住友・安田等の財閥の解体を指示した。昭和21年8月に「持株会社整理委員会」が設置され、四大財閥を含む83社を指定し、財閥解体を実行に移した（同上書、153～154頁）。財閥は、軍部に積極的に協力し、日本経済・資本を支配していたとみなされ、その弱体化を図るために、財閥本社の解体、財閥家族・関連会社役員の見放、株式の公開・売却が「財閥解体」の主要な目的であった。

- (9) インターネット情報によれば、昭和21年は敗戦直後のインフレの年であり、物不足で物価は日々上昇していたが、昭和21年8月頃の値段を平成26年5月の値段と比較すると次のとおりであり、おおむね500倍になっている。したがって、昭和21年8月頃の10万円は平成26年5月には5,000万円に相当する。

郵便切手：30銭→82円（273倍）

山手線初乗り：20銭→140円（700倍）

公衆浴場：70銭→460円（657倍）

朝日新聞朝刊：25銭→150円（600倍）

国家公務員初任給：540円→181,200円（336倍）

- (10) 武田昌輔『東西税金ばなし 続 税金千一夜物語』清文社、平成9年、248頁。

- (11) 金子 宏、前掲書、56頁。

GHQの租税担当官・バロンは、租税民主化のために「賦課課税制度」から「申告納税制度」に移行することを提案したが、大蔵省は技術的困難性のために断念していた。昭和22年2月1日にゼネストが計画され、マッカーサーGHQ最高司令官の命令でゼネストは中止されたにもかかわらず、官公庁の職員（税務職員も含む）のサボタージュにより徴税機関もマヒ状態に陥った（賀屋興宣監修・今村武雄著『昭和の大蔵省外史 下巻』昭和の大蔵省外史刊行会（経経詳報社内）、昭和43年、292頁）。課税の決定が遅れると、当時の破局的インフレの下では、納税するときには3分の1程度の価値になっている状態となるので、大蔵省幹部は「申告納税制度」に踏み切ったというのが実情のようである（武田昌輔、前掲書、24～26頁および238～240頁）。なお、昭和22年4

月に税制の民主化・簡素化を図るため、所得税・法人税等に対して「申告納税制度」が採用され、昭和25年度には『シャープ勧告』に従って「青色申告納税制度」が始まった。

- (12) 大蔵省大臣官房調査課編、前掲書、57頁。

ドッジは、6,000万ドル程度のデトロイト銀行の資産額を10年ほどで5億5,000ドルまでに拡大させた敏腕の銀行家であった。昭和23年度には1,400億円の財政赤字があったが、ドッジ・ラインによって昭和24年度では1,500億円の黒字に転じている。しかし、失業・倒産が相次ぎ、「ドッジ不況」と称される深刻な不況に見舞われた。

- (13) 大蔵省大臣官房調査課編、前掲書、75頁。

金子 宏、前掲書、58～59頁。

シャープ使節団は、昭和25年（1950年）7月に4人構成（シャープ、ウォーレン、ヴィッカー、サリー）で来日し、9月21日に『第二次シャープ使節団日本税制報告書』（*Second Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission*）を発表したが、これは「昭和24年報告書」の実施状況視察と補足的・事後調整的な勧告の性質のものであった。これを含めて『シャープ勧告』と総称する場合が多い。なお、税収の確保と徴税の合理化を図るために、昭和24年6月に主税局から分離・独立して「国税庁」が設置され、もっぱら税務執行に関する行政が任されることになった（大蔵省大臣官房調査課編、前掲書、75頁および78頁。金子 宏、前掲書、59頁。）

- (14) 菊谷正人、前掲書、25頁。

- (15) 柴田弘文＝柴田愛子訳『シャープの証言—シャープ使節団の教訓—』税務経理協会、1988年、33～34頁。

- (16) 佐藤 進＝宮島 洋『戦後税制史（増補版）』税務経理協会、昭和57年、14頁。

- (17) 佐藤和男『土地と課税 歴史的変遷からみた今日的課題』日本評論社、2005年、92頁。

- (18) 石倉和男「富裕税創設の是非と効果」水野正一編著『資産課税の理論と課題』税務経理協会、平成7年、249～250頁。

- (19) 佐藤和男、前掲書、101頁。

菊谷正人、前掲書、132頁。

- (20) インターネット情報によれば、昭和25年における大卒者の銀行員の初任給は3,000円であった。平成28年の初任給を20万円と仮定した場合、約70倍になっているので、昭和25年において富裕税の免税点であった500万円は、平成28年現在では、約3億5,000万円に相当する。
- (21) 「急性アノミー現象」とは、急激な社会変動（たとえば、敗戦に伴う占領、流血を伴う政治革命等）による従前の社会規範・価値観が崩壊・無規範化し、社会的価値観の逆転により急速に無秩序状態に陥る現象をいう。
- (22) 柴田弘文＝柴田愛子訳、前掲書、66頁。
- (23) 佐藤 進＝宮島 洋、前掲書、24頁。
- (24) 菊谷正人『「番号法」創設に伴う税務処理の課題』『租税実務研究』第4号、平成27年、1頁。
「番号法」により罰則規定が設けられたとしても、不正・犯罪行為、サイバー攻撃等によって「個人番号」の情報連携に関する事故・不具合等が発生するであろうことは否定できない。税務分野に関する「個人番号」は、「法人番号」と同様に、国税庁長官により指定・付番され、国税庁職員によって厳重に管理・保護されるべきである。適正・公平な課税と正確・効率的な徴収のためにも、「個人番号」と「法人番号」を「納税者番号」として修正・改称し、その利用を税務分野に限定する「納税者番号制度」の構築が望まれる（同上稿、20頁）。
- (25) 川田 剛『Q & A でわかる 国外財産調書制度』税務経理協会、平成24年、2頁。
川田 剛『国外財産調書制度の実務』大蔵財務協会、平成25年、4～8頁。
5,000万円を超える国外財産の種類、数量と価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」は、平成26年1月1日以後に適用されている。なお、「国外財産調書」の提出義務から除かれる「非永住者」とは、日本国の国籍を持たず、かつ、過去10年以内に日本国内に住所または居所を有していた期間が5年以下である者である（所得税法第2条第4号）。
- (26) 菊谷正人、前掲書、124～125頁。